

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

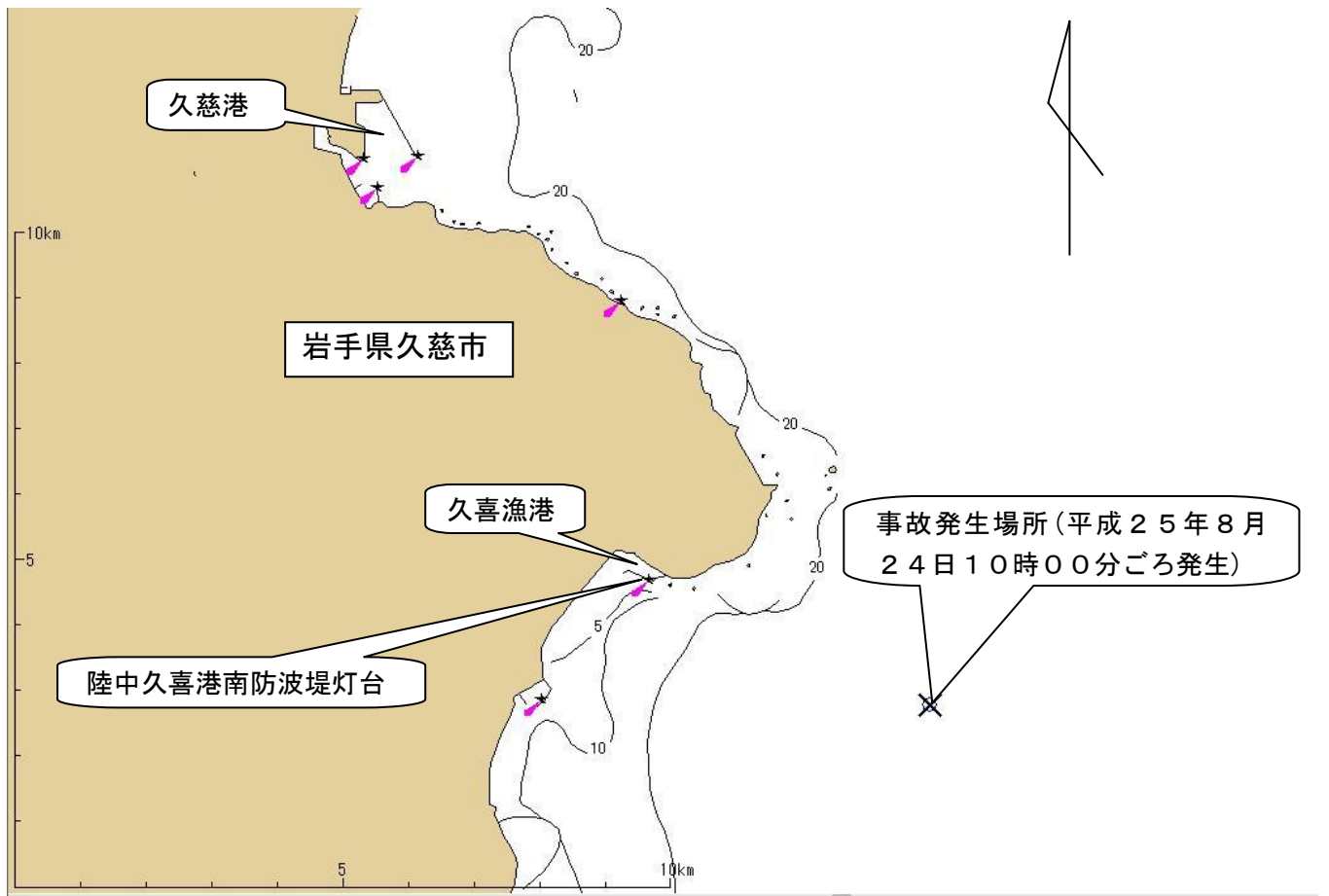
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年8月24日 10時00分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久喜漁港東南東方沖 久慈市所在の陸中久喜港南防波堤灯台から真方位114°4,700m付近 (概位 北緯40°06.9' 東経141°54.3')
事故調査の経過	平成25年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一白島丸、19トン IT2-8051（漁船登録番号）、久慈市漁業協同組合 25.61m×5.42m×1.82m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成24年7月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年3月3日 免許証交付日 平成25年3月11日 (平成31年3月2日まで有効) 甲板員A 男性 56歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長兼定置網作業指揮者（以下「船頭」という。）及び甲板員Aほか6人が乗り組み、平成25年8月24日03時45分ごろ僚船2隻と共に久慈市久慈港を出港し、久喜漁港東南東方沖に設置している大型定置網において、第1箱網の網を交換する予定であったが、潮が速くて交換できなかった。 船頭は、僚船2隻を帰し、08時00分ごろから、定置網南側の沖側にある台（ワイヤロープに浮き球約50個を取り付けたもの、以下「南沖台」という。）を海底の錨（365個のサンドバックで構成）と連結している8本のアンカーロープ（直径45mm、全長約150m）の掃除をすることとした。 本船は、南沖台の南側において、陸側の1本のアンカーロープを船

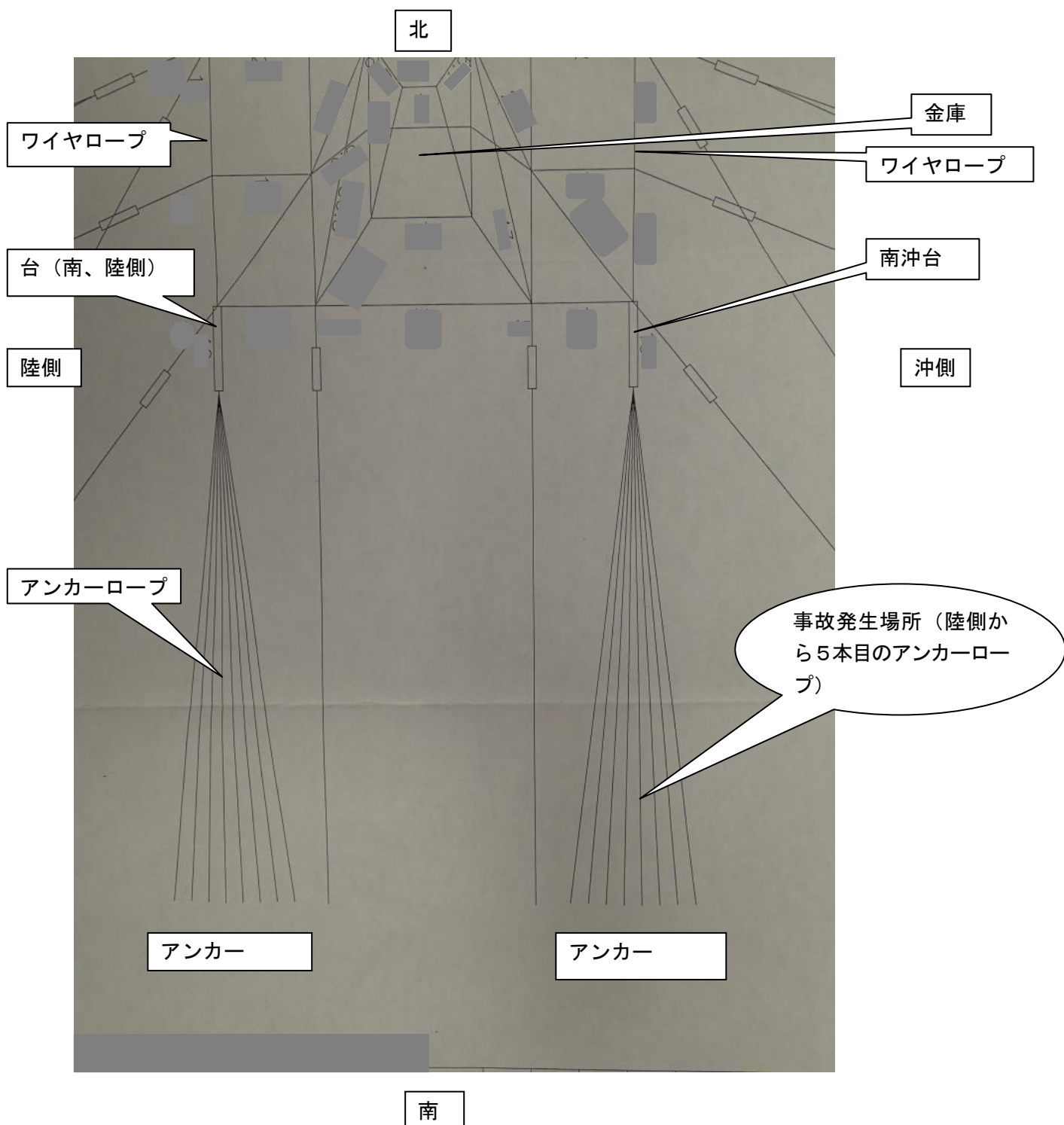
	<p>首、中央及び船尾の左舷側の3か所で保持するため、ロープ（以下「とったり」という。）により、大回しを行った。</p> <p>本船は、船首のとったり後方のアンカーロープにシャックル（38mm）を通し、1～2ノット（kn）の速力により、前進してかき殻を落として約90m前進したところで1本目のアンカーロープの掃除を終え、南沖台に連結した巻きロープ（直径24mm、長さ約200m、以下「しぎり」という。）を左舷船尾のキャプスタンで巻きながら、南沖台まで戻り、次のアンカーロープを同様の方法で掃除をする作業を陸側のアンカーロープから繰り返していた。</p> <p>船頭は、操舵室で本船の操船及びアンカーロープ掃除の指揮に当たっており、甲板員Aは、左舷中央付近に立ち、とったりでアンカーロープを大回しすることを担当していた。</p> <p>本船は、陸側から5本目のアンカーロープの掃除を終え、船頭が機関を中立にし、後部の甲板員がキャプスタンのドラムに巻いたしぎりのたるみを取った。船頭は、後方を向き、しぎりを巻くことを指示した後、悲鳴が聞こえたので、前方を見たところ、甲板員Aが左舷中央付近の海に転落していた。</p> <p>船頭は、甲板員Aの救助を指示し、乗組員が甲板員Aを本船に引き揚げ、本事故を漁業協同組合に連絡して本船で久喜漁港に向かい、甲板員Aは、10時15分ごろ久喜漁港で待機していた救急車に引き継がれて病院まで搬送され、11時49分肺挫傷による出血性ショックで死亡したことが確認された。</p> <p>（付図1 発生場所図、付図2 南沖台及びアンカーロープ、付図3 事故発生前の状況 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、流向 南、流速 約2.5～3kn、潮候 下げ潮末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>大型定置網は、囲い網、昇り網等の各種の網で構成され、陸側の南北の台及び沖側の南北の台とこれらの台を連結するワイヤロープが、各種の網を展張する土台となっていた。</p> <p>船首及び船尾のとったりは直径24mm、中央のとったりは直径20mmであり、いずれも長さは約4mであった。</p> <p>本事故当時には、網の沈み具合から潮が南へ約2.5～3knで流れており、船首を南に向けた本船は、船尾方から潮に押され、とったりで保持していたアンカーロープで圧流が防止されていた。</p> <p>船頭は、本事故時、中央のとったりが切断しており、切断時、アンカーロープが下に弾んだものの、船首と船尾のとったりで保持されていたので、反動でアンカーロープが上に弾んで甲板員Aの左脇を直撃したと思ったが、本事故の発生を目撃した者はいなかった。</p> <p>中央のとったりは、左舷側の甲板上に配管された海水パイプに係止</p>

	<p>されていた。</p> <p>船頭は、日頃から乗組員に対し、とったりでアンカーロープを大回しすれば、索端を持って離れておくように指導していた。</p> <p>乗組員は、作業中、全員ヘルメット及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aは、肺挫傷による出血性ショックで死亡した。</p> <p>本船は、久喜漁港東南東方沖において、大型定置網のアンカーロープの掃除中、アンカーロープを大回しして左舷側の舷外に保持していた中央のとったりが切断し、アンカーロープが下に弾んだものの、本船の船首と船尾のとったりで保持されていたので、反動でアンカーロープが、上に弾んだことから、甲板員Aに当たり、甲板員Aが肺挫傷による出血性ショックで死亡した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、久喜漁港東南東方沖において、大型定置網のアンカーロープの掃除中、アンカーロープを大回しして左舷側の舷外に保持していた中央のとったりが切断し、アンカーロープが下に弾んだものの、本船の船首と船尾のとったりで保持されていたので、反動でアンカーロープが、上に弾んだため、甲板員Aに当たったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強潮流時には、定置網の作業を行えば、ロープが切断して死傷事故を招く虞があるので、作業を控えること。

付図1 発生場所図



付図2 南沖台及びアンカーロープ



付図3 事故発生前の状況

